

第76号議案

府中市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う
ものであります。

府中市下水道条例の一部を改正する条例

府中市下水道条例（昭和44年10月府中市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

付 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。